

一般社団法人日本心エコー図学会認定専門技師制度規約

第 1 章	認定専門技師制度
第 1 条	目的
第 2 条	名称と資格
第 3 条	委員会の構成と業務
第 4 条	認定
第 2 章	資格取得
第 5 条	受験要件
第 6 条	申請と審査料
第 7 条	認定試験と認定料
第 3 章	資格更新と資格喪失・停止
第 8 条	資格更新
第 9 条	資格更新要件
第 10 条	申請と審査料
第 11 条	審査と更新料
第 12 条	更新の猶予
第 13 条	資格喪失と再取得
第 14 条	資格停止
第 4 章	補則
第 15 条	改廃

第 1 章 認定専門技師制度

(目的)

第 1 条 この認定専門技師制度は、心臓・血管分野における超音波医学の進歩発展に即して一般社団法人日本心エコー図学会がこの分野の優れた技能を有する者を専門検査技師と認定し、超音波医学ならびに医療の向上を図り、よって国民の福祉に貢献することを目的とする。

(名称と資格)

第 2 条 前条において認定する専門検査技師を一般社団法人日本心エコー図学会認定専門技師（英語名：Japanese Registered Diagnostic Cardiovascular Sonographer：JRDCS）といい、次の条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 心エコー図法および血管エコー図法の適切な検査と判断ができ、信頼のおける所見を提供する能力がある
- (2) 専門的検査において、医師と協力して精度の高い検査ができる
- (3) 超音波装置・探触子の保守管理ができる
- (4) 技師育成のための教育的役割を果たすことができる
- (5) 新技術・新手法の実践および研究面において指導的役割を果たすことができる

※経食道心エコー図検査は体腔内プローブ操作を除く

(委員会の構成と業務)

第 3 条 この制度の維持と運営は、認定専門技師制度委員会(以下、制度委員会)があたる。制度委員会は下部組織として、応募症例適否判定部会と問題作成部会を置く。応募症例適否判定部会は一次審査を実施し、問題作成部会は二次審査の問題を作成する。二次・三次審査は応募症例適否判定部会と問題作成部会の部会員により実施する。それぞれの審査の最終判定は制度委員会が行う。資格更新の審査は制度委員会が行う。制度委員会の委員長、各部会の部会長は理事長が任命し、委員は委員長、部会員は部会長が指名する。

(認定)

第 4 条 理事長は一般社団法人日本心エコー図学会認定専門技師の認定試験に合格した者に対して、理事会の承認を経て一般社団法人日本心エコー図学会認定専門技師と認定し、認定証を交付する。

第 2 章 資格取得

(受験要件)

第 5 条 一般社団法人日本心エコー図学会認定専門技師の認定試験を受験する者は、申請時において次の各項の条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 一般社団法人日本心エコー図学会の会員であり、年会費を完納しており、休会期間を除く会員歴（年会費を完納した年数）が 5 年以上であること
- (2) 日本超音波医学会認定超音波検査士（循環器または血管領域）であること
- (3) 一般社団法人日本心エコー図学会学術集会において、査読を通じて採択された一般演題の筆頭演者としての発表が過去に 1 回以上あること
- (4) 心エコー図検査に 8 年以上の実務経験を有すること
- (5) 専門的検査の経験を 50 例以上有すること
※専門的検査経験とは、「経食道心エコー図検査」、「負荷心エコー図検査」、「冠動脈血流検査」、「コントラスト心エコー図検査」の何れかに携わる経験をいう
- (6) 一般社団法人日本心エコー図学会の代議員もしくは認定専門技師の推薦書を提出すること

(申請と審査料)

第 6 条 一般社団法人日本心エコー図学会認定専門技師の認定試験を受験する者は、応募要項に記載されている手順に従って、定められた期日までに必要な書類を提出し、審査料（20,000 円）を納付する。

(認定試験と認定料)

- 第 7 条 認定試験は年一回、一次審査（書類審査）、二次審査（静止画像・動画像を含む筆記試験）、三次審査（面接・実技試験）の 3 段階で行われる。一次審査に合格した者に限り二次審査を受けることができ、二次審査に合格した者に限り三次審査を受けることができる。なお特例として、一次審査に合格したが二次審査が不合格であった者は翌年度の認定試験に限り一次審査は免除とし、一次・二次審査に合格したが三次審査が不合格であった者は翌年度の認定試験に限り一次・二次審査は免除とする（一次審査は免除となり二次審査に合格したが三次審査が不合格であった者は翌年度の特例はない）。
- 2 審査に合格した者は定められた期日までに認定申請書を提出し、認定料（10,000 円）を納付する。

第 3 章 資格更新と資格喪失・停止

(資格更新)

第 8 条 認定専門技師のレベル保持のため、一般社団法人日本心エコー図学会認定専門技師は、認定を受けてから 5 年ごとに資格更新の審査を受けなければ、引き続いて認定専門技師を呼称することはできない。

(資格更新要件)

第9条 一般社団法人日本心エコー図学会認定専門技師の資格更新を申請する者は、申請時において次の各項の条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 一般社団法人日本心エコー図学会の認定専門技師であり、年会費を完納していること
 - (2) 日本超音波医学会認定超音波検査士（循環器または血管領域）であること
 - (3) 認定を受けてから5年間の認定期間中（認定証に示された期間）に、一般社団法人日本心エコー図学会が主催する学術集会出席および発表、講習会出席、論文掲載、一般社団法人日本心エコー図学会が提供する e-learning 視聴による単位を合わせて、計50単位以上取得すること（医療安全に関する単位は含まない）
 - (4) 上記とは別に、一般社団法人日本心エコー図学会が主催する医療安全に関する講習の出席または一般社団法人日本心エコー図学会が提供する e-learning による「医療安全に関する講習」のコンテンツ2本を視聴し、医療安全に関する単位を計10単位取得すること
 - (5) 認定期間中の勤務先の所属長が証明する勤務証明書、または一般社団法人日本心エコー図学会の代議員もしくは認定専門技師の推薦書を提出すること
- 2 一般社団法人日本心エコー図学会が主催する学術集会出席および発表、講習会出席、医療安全に関する講習の出席、論文掲載ならびに日本心エコー図学会が提供する e-learning による単位は次に定める。
- (1) 一般社団法人日本心エコー図学会学術集会への出席は10単位とする
 - (2) 学術集会において査読を通じて採択された一般演題を発表した場合、筆頭演者は20単位、共同演者は5単位を加算する（ただし、共同演者の場合は、一学術集会における複数回の発表の場合にも加算は一回のみ行う）
 - (3) 一般社団法人日本心エコー図学会主催講習会への出席は10単位とする
 - (4) 心エコー図に関する論文を査読のある雑誌に掲載した場合、筆頭著者は20単位、共著者は5単位とする
 - (5) 医療安全に関する講習を除く e-learning はコンテンツを通常速度で最初から最後まで視聴した場合、0.5単位とする。また、医療安全に関する講習を除く e-learning により取得できる単位の上限を10単位とする
 - (6) 医療安全に関する講習会の出席は10単位、e-learning にて「医療安全に関する講習」のコンテンツ1本の視聴は5単位とし、医療安全に関して取得できる単位の上限は10単位とする
 - (7) 一般社団法人日本循環器学会学術集会への出席は5単位とする
 - (8) 申請に用いることが出来る単位は、認定期間の開始日から更新申請受付開始日の前日までに取得したものとする

(申請と審査料)

第10条 一般社団法人日本心エコー図学会認定専門技師の資格更新を申請する者は、資格更新実施要項に記載されている手順に従って、定められた期日までに必要な書類を提出し、審査料（5,000 円）を納付する。資格更新の申請期日は、制度委員会が別に定める。

(審査と更新料)

第11条 資格更新の審査は書類により行う。審査に合格した者は、定められた期日までに更新料（5,000 円）を納付する。

(更新の猶予と手数料)

第12条 海外留学、長期療養、産休育休・介護等の特別な事情により更新に必要な要件が満たない場合は、制度委員会の審査により、資格更新を猶予することがある。更新猶予の適用をうけるものは、資格更新実施要項に記載されている手順に従

って、定められた期日までに資格更新猶予申請書を提出し、更新猶予手数料
(5,000 円)を納付する。

2 猶予の期間中は認定専門技師を呼称することはできない。

(資格喪失と再取得)

第 13 条 以下の条件に該当した場合、認定専門技師の資格を喪失する。

- (1) 認定専門技師資格取得または資格更新後、申請書類に故意の改ざんや不正が判明したとき
- (2) 正当な理由を付して認定専門技師の資格を辞退したとき
- (3) 会員の資格を喪失したとき
- (4) 日本超音波医学会認定超音波検査士（循環器または血管領域）の資格を喪失したとき
- (5) 猶予期間を過ぎても、更新手続きを完了できなかったとき

2 資格喪失後は、新たに審査を受けることで資格の再取得を可能とする。

(資格停止)

第 14 条 会員規程第 7 条に規定する休会の措置を受けた会員は、休会の期間中に会員資格を停止するため、休会の期間中は認定専門技師を呼称することはできない。

第 4 章 補則

(改廃)

第 15 条 この規約の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

以上

この規約は平成 18 年 7 月 1 日より施行

改定 平成 20 年 1 月 10 日

改定 平成 20 年 10 月 24 日

改定 平成 22 年 11 月 28 日

改定 平成 23 年 4 月 20 日

改定 平成 24 年 10 月 20 日

改定 平成 25 年 7 月 21 日

改定 平成 26 年 3 月 17 日

改定 平成 27 年 2 月 23 日

改定 平成 28 年 4 月 21 日

改定 平成 28 年 12 月 4 日

改定 平成 29 年 11 月 21 日

改定 平成 30 年 8 月 21 日

改定 令和 元年 12 月 21 日

改定 令和 3 年 4 月 22 日

改訂 令和 6 年 9 月 8 日